

○星一君 國全體から見るとどういう
パーセントになりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今申しま

したのは國全體でございます。

○松嶋喜作君 税務署の増設は、日本全體としてこれだけでよろしいのでございましょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 實はこの大田原の税務署は、昨年度中に實施すべく計畫して参つたのでございまして、いろいろ事情がありまして、遅れて實現の運びになつた次第でございます。本年度といしましては、最近の納税者の増加状況、税務署の實際の仕事の状況等からいたしまして、更に一段の増設の必要があるのではないかとかいふことで、私共といしましては、目下全國で百ヶ所程度の増設を豫算要求いたしております。これはまだ提案いたしておりませんが、御承認の上は相當多數税務署を分割、設けまして、事務の能率の増進と納税者の便宜を圖りたいと考えておる次第でございます。

○星一君 金額がですね、百萬圓なら百萬圓としまして、その收税に要する人の割合を計算したものがありませんか。金を標準にして、それに要する人ですね。

○政府委員(平田敬一郎君) この特に御提案いたしております氏家税務署につきまして、そういう調査をいたしておるものはいませんが、先程申しましたように、全體の歳入に對しまして、全體の徴税費がどういふ状況になつておるか。又所要人員は如何に變遷を來しておるか。適正な徴税事務を遂行するためにはどういふ人員が必要であらうかといふことにつきまして、は、徴税費全體の問題といたしまして、それ、研究いたしております。いづれ税務署分割の必要性につきま

ては、地域の關係、納税者の數の關係、それから職員の大體の數の關係等を考慮いたしまして、それ、全國必要の地に必要な税務署を設けて行く、こういう方針で從來とも参つておりますことを申し上げます。

○星一君 それは分りますが、私共統計をやつた者にとつては、百萬圓を徴税するの何人か、要する。又それ、幾らの金が必要かといふことを知りたいのです。又日本は一、三%ですが、米國、英國等の外國と比べてどうなつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今手許に外國の資料は持つておりませんが、私共としてはとき、調査して比較しております。アメリカ等は徴税費の割合は若干日本より低いと思ひますが、イギリス、ドイツ、フランス等の大陸諸國においては相當高い所もあるようでありまして、いづれ詳細な資料を差上げたいと思ひます。

○星一君 日本でこの金額に對して人が何人といふことを知りたいと思ひますから、大體の數でよろしいから、お知らせ願ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 尙御参考までに申し上げますが、二十年度の税務官吏の定員一人當りの徴税額は四百四十七萬圓程度であります。これは勿論大都市の税務署、田舎の税務署、全部につき混ぜた平均であります。

○委員(黒田英雄君) 間税、直税皆入れた……

○政府委員(平田敬一郎君) 全部入れたものです。

○委員(黒田英雄君) この標準は昭和二十年度の豫算で賄われることになると思ひますが、この標準百萬圓と

いふのは暫定豫算に出ておるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 實は大分前から提案されておりましたので、二十年度の豫算の分の一部を豫定いたしておりました。その分から出すべく率の中でありまして、支出關係はもう少し調べてお答えいたします。

○委員(黒田英雄君) 二十年度にやるつもりでやつたのだらうと思ひますが、それはすでに二十三年度になつてこれが實行されれば、四月に實施されることになるだらうと思ひますから、豫算關係が非常に違つて來やしないかと心配しております。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の通りであります。その關係は調べて後で申し上げます。

○星一君 今の一人當り四百四十七萬圓といふのは間違ひだらうと思ひます。今税務署で使つておる人の數を教えて下さい。それにこれを掛けて見ると……

○政府委員(平田敬一郎君) 徴税額の見込が二十年度で千四百九十億ぐらゐでございます。それに對しまして定員が三萬三千三百人、それで一人あたりの徴税額は四百四十七萬五千圓といふ數字になつております。

○星一君 そうすると、一人當りの一、三%を掛けて見ると大きな數字になる。費用がね。だからこれはちよつと……

○政府委員(平田敬一郎君) 徴税額の總額は十九億九千七百萬圓程度に相成つております。

○委員(黒田英雄君) 他に御質問がございせんければ次の議題に移りたいと思ひます。

それではこの案についてはこの程度にいたしておきまして、次に「政府が発行する福引券の當せん金に對する所得税の課税の特例に關する法律案」、この法律案を議題にいたしましたので御審議をお願いいたします。先づ政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(日下部滋君) 只今豫備審査に付せられました「政府が発行する福引券の當せん金に對する所得税の課税の特例に關する法律案」について提案の理由を御説明申し上げます。

專賣局で販賣しております「新生」につきましては、値段の關係もありまして、賣行状況は甚だ思ひにくく、このままで放置しておいては、所期の專賣益金に對して巨額の不足が豫想されましたので、何とかして「新生」の賣行促進を圖る必要が生じたのであります。そこで政府におきましては、二月以降の「新生」購入者に対して福引券を發行し、抽籤により、その當籤者には特等百萬圓を始め相當の賞金を出すことにいたしました。過渡昭和二十二年特別會計豫算補正(特等九號)を以て國庫債務負擔行為として國會の議決を得たわけでありまして、これにより賣行状況もやや良好となりました。併しながらかの當籤金について、若し所得税が課税されることに相成りますならば、相當部分を税金として納付することになりまして、賞金の魅力は著しくなつたのであります。従ひまして現在實施しております賞金と同様に、この「新生」についての福引券の當籤金に對しては、所得税を課さないことと何率御審議の上速かに御賛成あらんことを切望いたします。

○委員(黒田英雄君) その賞金等がどういふふうによつておられるか、その内容のことについて序でに御説明を願つたらどうでしょうか。又今後の賣行の見込等について。

○政府委員(日下部滋君) 「新生」は福引券を附けまして、二月から四十億本を賣る計畫でありました。この四十億本の賣上げに對しまして、抽籤の福引券を八千萬枚發行いたすことにいたしました。この當籤金でございますが、當籤金は特等が百萬圓、一等が十萬圓、二等が一萬圓、三等が千圓、四等が百圓といたしまして、特等二十四本、一等四本、二等七本、三等一萬本、四等八萬本、四等の百萬圓が三百二十萬本、當籤金全部を申し上げますといふと、合計いたしまして三百二十八萬三千二百本、かようになつておりまして、大體當籤率は二十五分の一程度にいたしてございます。尙「新生」を賣行いたしましたのは、御案内の通り十一月でございますが、十一月から一月の終りまでの三ヶ月間におきまして、六億四千三百萬本を賣つたのでございます。この福引券を附けました二月から、この福引券の効果があらりましたのか、賣行が増進いたしました。三月の二十日までには九億六千萬本賣れましたのでございまして、これを當籤金を附けました二月を取つてみますと、四億六千萬本でありまして、福引券を附けません一月は二億本に過ぎませんので、従ひまして福引券のお蔭で一月と二月におきましては約二倍半に近く賣れております。尙三月は二十日までで五億賣れておりますから、更に二月の倍近く賣れておるわけであ

は、徴税費全額の問題といたしまして、それ〓研究いたしております。いすれ税務署分割の必要性につきまし

〇委員長(黒田英雄君) この煙草は昭和二十二年の豫算で賄われることになると思いますが、この煙草百萬圓と

〇委員長(黒田英雄君) 他に御質問がございませうければ次の議題に移りたいと思ひます。

いたしたいのであります。何率御審議の上速かに御賛成あらんことを切望いたします。

半に近く賣れております。尙三月は二十日までに五億賣れておりますから、更に二月の倍近く賣れておるわけであ

ります。抽籤期に近付きますに従ひまして、この福引券を附けましたものは累増的に賣れる傾向があるようでありますので、三月の二十日から十日までの間というものは非常に飛躍的に賣れておるのではないかと存じております。

いたすことにいたしました。〇小宮山常吉君 この抽籤の四月一ばいまで専賣局としては賣場自信があるのございませうか。残りしましたのはどういふふうな方法を取りませうか、一つ伺ひます。

によつてそう私は福引券の賣出し期間中の賣上げの實績には大した影響はないと考へております。

〇星一君 この法律案は四月一日から五月十五日までと切つてあります。何故それ切るのであるか。この抽籤福引券附、これを一年ぐらゐやつて見たらどうですか。今度やつたのがまずかつたのならば、それを直してもう一度やつて見ることは私にどういふふうなかと思ひますが、何故こういふふうな五月十五日までとしたのですか。あとや

に影響して参りまして、七十四億本の豫定のところ六十五億本、差引約九億本の減産を來しました。それがために「ピース」の販賣數量が機械的に減つて参りましたことがもう一つの理由でございませう。

〇委員長(黒田英雄君) 本案について御質問のおありの方は御質問願ひます。

〇政府委員(日下部滋君) 只今の見通しであります。四月一ばい賣りまして若干残るのではないかと考へておられますが、五月に入りましてたらば抽籤附の賣出は停止いたしました。抽籤なしの「新生」が残るわけでありませう。これは抽籤を外した後、あの定價で賣るのは福引券を附けます前よりも更に悪化するのではないかと考へておりますので、これは只今如何にして處分するかというところは研究中でございますが、いづれにいたしまして、これを値下げをいたしましたか、相當程度の値下げをいたしました自由販賣いたしますか、更にぐんと下げまして家庭配給にいたしますか、どちらかにいたしたいと思つております。

〇政府委員(日下部滋君) 煙草の販賣に福引券を附けて賣るといふことは、非常措置でありまして、決して私は常道ではないと考へております。今回「新生」に限りましてかような措置を採りましたのでありまして、今後煙草の販賣に抽籤券を附けて販賣するといふようなことは絶対に採り度くないと考へております。今回の「新生」の福引券附賣出しを以ちまして空前絶後といひたいといふふうな考へております。

〇政府委員(日下部滋君) 御尤もでありまして、財政法の第三條の特例に關する法律に基きまして、今後製造いたしました新しい煙草、或いは現在の價格を引上げるというふうなものにつきては、その限度を御協賛を経てやつて参りたいといふ所存で、只今準備をいたしております。

〇政府委員(日下部滋君) 私共が調べました範圍におきましては、かように大きな部分を財政収入の面において占めておるといふ所はないようでありませう。米國が三・三%でございまして、これは一九四七年度の豫算のうち煙草の占めますものが三・三%でありませう。英國がやはり一九四七年度の豫算で一・三%でございませう。フランスが九・四%、イタリヤが一・二%、エジプト、これが一番多いのであります。六・三%大體そんなやうな所だけ分つております。外の方にまだ調べ足りない所があるかも知れませんが、さういふやうなところでございませう。

〇波多野鼎君 四十億本をいつ迄に賣るつもりなんです。三月末までですか。

〇政府委員(日下部滋君) 三月末までの豫定でございましてはありませうが、二月までの賣行の状況等を見まして、まだ〓相當賣残りがありますのみならず、小賣店方面からも四月にもやつたらばどうだといふやうな希望もありましたので、實は四月一ばいまで福引券附で賣ることにはいたしております。これは非常に大きな抽籤でございませうので、抽籤期が五月の下旬より繰上げることでございまして事實上でございませう。従ひましてその期間もございませうので、かれこれ考へまして四月一ばいまで福引券を附けまして販賣

〇波多野鼎君 私はちよつとこの問題から外れるかも知れませんが、今度の「新生」なんという政府の専賣品を、福引券を附けなければ賣れないといふたやうな、さういふやうな価格に決めたことに、一つ大きな問題があると思ふのです。私いつも思つておるのですが、財政法第三條の問題に勿論關連いたしておることでありませうが、それのみならず、物價政策といふものに非常に重要な意味を持つておるに

〇政府委員(日下部滋君) その通りでございませう。いま一つはピースでございませう。この「ピース」の製造數量が豫定は七十四億本を製造する計畫で進んで参りましたが、ところが昨年の十月頃より電力制限が非常に激しく相成りました。これが煙草の機械作業の方

〇政府委員(日下部滋君) 煙草税と言つております。

〇木村龍八郎君 そうしますと、今後の二十三年度の豫算の問題に關連して來るのですが、今後はどうなんですか。やはり煙草の収益といふものは、さういふふうな主たる財源として行く

〇政府委員(日下部滋君) 煙草税と言つております。

〇木村龍八郎君 そうしますと、今後の二十三年度の豫算の問題に關連して來るのですが、今後はどうなんですか。やはり煙草の収益といふものは、さういふふうな主たる財源として行く

〇政府委員(日下部滋君) 煙草税と言つております。

方針なんですか。

○政府委員(日下部滋君) これは私は國內の経済秩序、民心の秩序の如何によつて決まるのではないかと思つております。最近のごとく租税の収入が豫定のごとく取れるということが確實になるならば、この消費税に負擔させるというところは段々輕くなるのが本筋ではないかと思ひますが、只今の状況からいいますれば、やはり好むと好まざるに拘らず、歳出の著しい減少がない限り、消費税式な面によつて相當の財源を賄つて行くということは實際止むを得ない結果として現われるのではないかと思つております。

○木村謙八郎君 そうしますと、又値上げ見たいなことが豫定されるわけですか。

○政府委員(日下部滋君) これは私は敢えて値上げのみとは申しません。煙草は現在五百億足らずしかできておりません。これは日本國民の需要に對しまして六割足らずでございます。従いまして日本國民が自由に煙草を買えるという状態にいたしますのは八百億乃至九百億本を製造いたさなければならぬわけでありまして、従いまして價格を現在の通りにいたしまして、この數量の増加ということによつても財政に響與することができません。來年度は本年度よりも約五十億ばかり増額をいたす計を以てしておりますので、必ずしも値上げということによらずとも相當の財源寄與ができた、かように思ひます。

○委員(黒田英雄君) 如何でしようか。この案につきましても御質疑は……。

○星一君 煙草の小賣店の数は全國に幾らありますか。

○政府委員(日下部滋君) 正確にはあれでございますが、約十一萬くらいあります。

○委員(黒田英雄君) 本案につきましては質疑終了いたして御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) 呼ぶ者あり。

○委員(黒田英雄君) それでは本案につきましては質疑を終了したことにいたします。午前はこの程度にしまして休憩いたしまして、それでは午後一時半といたして置きますが、多少遅れるようなことがありましたら揭示いたしますから、今度は採決をいたしたいと思ひますから、どうぞ皆さんお願ひいたします。それではこれで休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後二時二十九分開會

○委員(黒田英雄君) それではこれより休憩前に引續きまして會議を開きます。復興金融庫法の一部を改正する法律案について御審議を願ひたいと思ひます。提案の理由の説明は前回にあつたのでありますから、直ちに御質疑のある方は御質問願ひたいと思ひます。……三月末まで、どのくらい資金が残つておりますか。

○政府委員(愛知揆一君) 三月末の復金の状況を申し上げますと、債券の發行額が五百五十九億、政府の拂込が七十億、それから一般市中銀行の融資に對する復金の保證が六億五十億見當でございます。そういたしまして資本金七百億に對しまして餘裕金約二十一億圓、それから外に三月三十一日現在の手許金が二十四億でございますから、三十一日現在で約四十五億の餘裕があるという状態でございます。

○西川五郎君 この二百億の金はいつまでにお使いになる豫定でありますか。

○政府委員(愛知揆一君) これはお手許に配付してございましてと思ひますが、第二回國會提出參考資料の第一頁にございまして、第一、四半期中の必要な資金として、二百億を計上いたしましたわけでありまして、それから先程申しました通り三月三十一日現在で約四十五億の餘裕金はありますわけでありまして、四月の今日一日から八日までの間に石炭電力を主にいたしましたしまして、その他融資を是非とも必要とするというものが二十數億ございまして、それから九日から十四日までその次の週におきまして、どうしてもやはり二十億以上のものが必要であるところという状況でございます。……

……、本法案が御可決頂けたといたしまして、所要の手續をいたしまして、多少そこを日數を要しますので、どうしても四月月上旬中には増資の御決定を頂きますと、四月の九日以降の手許に非常な支障を來たして参るというやうなことになるわけでございます。

○下條義典君 前回の財政委員會のときは、四半期中五百五十億圓を見込んでおられたのであります。第一、四半期は三月末で二百億という、それより増額されていくわけでありまして、それに三月末までに残額があるとしまして、それを加えたのが四月以降の物價の値上りによる所要資金の増額に備へるという意味になるのであります。

○政府委員(愛知揆一君) 前回は五百五十億増資の場合は二月の十日過ぎに増資を決定いたしましたのでありまして、その後五十日の間に五百五十億を必要とするという計算をいたしたのでございまして、ところが、その當時にもお話ししましたごとく事務的に、純粹に事務的に考えました場合に、どうしても三月末までに實は三百億程度のものが必要であらうという一應の計算が出たわけでございます。……

……、大に過ぎるというので、例へば公團の融資等につきましては直接復金から金を出すことを控えるというやうなことも一つ考えましたのであります。……

……、その他各方面に亘りまして融資の要請をできるだけ、まあ言葉は悪いのでありますが、結果、漸く現在のやうな状況に立至つたわけでありまして、實は三月の中頃に……

……、保つまいというやうな豫想も一時で……、各方面に非常に御迷惑を掛けておると思つておりますが、……

……、できるだけ復金直接の融資、或いは保證融資を差控へまして漸く緊いだらうな状況でございます。……

……、増資の二百億につきましても昨日提案の理由でも御説明いたしましたように、公團金融につきましては關係方面の了解を得まして、實情に即して……

……、ただ市中金融機關から融資の途を講ずるといふことにいたしました等の關係がございまして、六月までに公團の政訂がございまして、大體六月一ぱいは何とか繋げるのではなからうか。

……、公團の政訂をいたします場合には、一面設備資金その他におきまして資金の需要がそれだけ多くなるわけであり……

……、が、他面それに見合はる程度に勿論参りませんけれども、公團の政訂をいたすことによりまして、同時に赤字運轉資金というやうなもの一面には減額されることになりまして、……

……、の兩様の點から見合はせて、先ず第一、四半期はこれで何とかやつて行けるやうに計置いたしたいと思つておる次第でございます。

○山田佐一君 金庫の公團の融資状況であります。

○政府委員(愛知揆一君) これはここにございまして、三月に入りましてからは若干ございまして、……

○山田佐一君 二月末まではなかつた……。

○政府委員(愛知揆一君) 二月末まではなかつた……。

○山田佐一君 この六つはなかつたのであります。

○政府委員(愛知揆一君) さやうでございます。

○山田佐一君 酒というのは更に買上げもなにもしておらなかつたわけでありまして、……

○政府委員(愛知揆一君) 新設の公團は三月に入つてから設立せられたものでございまして、その關係で二月中までのしか出ておりません。

○山田佐一君 それは今まで管團でやつておつたわけですね。三月までは酒は販賣會社でやつておつたわけですね。

○政府委員(愛知揆一君) 正確に申し上げますと、二月二十日までは……。

○山田佐一君 今の酒類販賣會社でやつておつたのであります。

……

……

……

○星一君 煙草の小賣店の数は全国に
は……
○政府委員(愛知探一君) そうですね
います。
○小宮山常吉君 古い貸付の回収に見
込は今のところないのでございませ
か。
○政府委員(愛知探一君) 回収の見込
は一應見込んでありますわけでありま
して、費料に差上げましたものの中
にございませう。第一、四半期に
おきます回収の見込は四億五千萬で
ございませう。これは純粹の貸出しの回
收でございまして、その他に御承知の
月今未解決になつております石炭關係
等の補給金で、會社が政府から財政
的に補助を受けるものが約二十
億程度ありますわけでありませう。こ
の期間中にその補給金の支拂があれば
當然それは復金に對する融資の回収に
なつて現れて来るものと思ひます。
○委員(黒田英雄君) 御質問もござ
いませう。この程度にいたして
置まして、この際ちよつと御承知の
たしたいのですが、諸願、陳情で本委
員會に付託されておるものも相當にな
つておるのであります。第一國會のと
きと同様に小委員會を設けて、逐次御
審議を願つて御報告願つたらどうかと
思ふのであります。如何でございまし
ようか。
○委員(黒田英雄君) 如何でござい
ますか。今伊藤委員より数般に指名
を委員長に一任するといふことでござ
いませうが、御異議ございせんか。
○委員(黒田英雄君) それでは御異
議ないと思ひまして、後程又申上げて
お願ひいたすことにいたします。それ
では復興金融庫法の一部を改正する
法律案につきましては、この程度にい
たして置まして、次に證券取引所法
を改正する法律案につきまして、前田
に引續き御質問を願ひたいと思ひ
ます。只今政府委員から速記を止め
てちよつと御報告申したいことがある
そうでございませうから……それでは
ちよつと速記を止めて下さい。
午後二時四十六分速記中止
午後三時三十分速記開始
○委員(黒田英雄君) 速記を始めて
下さい。それでは……御質問もま
だ方々にあると思ひますが、前田から
引續きまして一つ逐條的に一應進んで
参りたいと思ひます。前田には第七章の
證券取引委員會の章についての御質問を
願つておたつたのですが、これについて
御質問ございませうか。別に
只今御質問ございませうければ、第八
章雜則に移りたいと思ひます。第八
十二條から第九十六條まで。別にこ
れについても御質問ございませうか。
第九十九條から第二十三條まで、この罰則
は随分澤山ありますが、これは何か輕
重の標準があるのですか。
○政府委員(岡村峻君) 罰則の刑の重
さにつきましては、大體從前におりま
した取引所法或いは日本證券取引所法、
その他有價證券取締法等の罰則を參
照いたしまして、輕重の度合が分類さ
れたわけではございませうが、一般的に申
しまして、本法によります罰則は懲役
刑におきまして、或いは罰金刑におき
まして、取引の公正を確保するとい
う見地からいたしまして、概して重
なつております。
○委員(黒田英雄君) この章につき
ましては別に只今御質問がなければ附
則に移ります。附則第一條から第九條
まであります。正誤表といふのはどう
いうふうになつておるのですか。
○政府委員(岡村峻君) 正誤表は印刷
の手配をいたしまして、今日あたりで
きる手配になつておりますので、い
れお手紙に参ることと存じますが、
の附則第十條はこの正誤によりまして
削除することと相成つております。そ
の理由を申し上げますと、先週の土曜
日の附を以てしまして金融機關再建
法の改正がボツダム政令でございま
して、その結果同法中の第二十五の五
という條文が削除に相成りました。從
つて本法におきまして、この條文の
中の證券業者に關する事項を讀み
替へる必要がなくなつたわけでは
ございませう。さう御了承をお願いいたしま
す。
○委員(黒田英雄君) それではこれ
につきましては御質問がなければ、全
體につきまして又どこか御質問があ
りますれば、どの條文でもよろしくご
いますから御質問を願ひたいと思ひ
ます。尙大藏大臣に對する全般的の質
問のお申出があつたのであります。大
藏大臣まだお見えになりませうか
ら、お見えになつたときに一般的の御
質問を願つてもいいですが、政府委員で
よろしい御質問はこの場合お願いした
方が便宜かと思ひます。どの條文でも
よろしくございませうからお願いしま
す。
○木内四郎君 ちよつとお伺ひいた
いのですが、この間何か賣買取引の種
類は取引委員會の規則で決めるような
ことに伺ひましたが、さうじやないで
すか。
○政府委員(岡村峻君) 賣買取引の種
類及び期限につきましては、取引所
で定めます業務規程によつてこれを一時
的に定めまして、その業務規程の内容
につきましては、證券取引所の設立
登録の際及びその後におきます變更
によつて證券取引委員會の審査を
經る、かういふことになつております。
○木内四郎君 百八條の規定から今政
府委員の説明された通りのことじや
ないかと思つておりました。この間何
か政府委員の御説明によると、今後の
清算取引を許可さんかといふこと
その他については取引委員會規則で決
めるといふことに説明されたようにも
記憶してありますが、私の記憶違ひ
ですか。
○政府委員(岡村峻君) さうに御説
明申上げたことではないように思つてお
りますが、何かのお聞き違ひではない
でしようか。
○木内四郎君 そうすると、賣買取引
の種類及び期限については、取引所が
決めることについて何らの制限もない
のですか。又制限を附けようといふお
考えはないのですか。
○政府委員(岡村峻君) 別に證券取引
委員會規則で制限を附けるといふこと
は、法令上もさういふ趣きでございま
せんし、又附ける考えも持つておりま
せん。ただ先程申し上げたように、そ
の内容については委員會が設立の場合
或いはその後におきます變更につ
いて十分審査をいたす、かういふ關係
になるわけでありませう。
○木内四郎君 そうすると、大藏省
の方の指導方針といふことが、今後持
つて行かれようとする持つて行き方につ
いての一定の考えもまだ決まつてお
らぬといふのですか。
○政府委員(岡村峻君) 現在できてお
ります證券取引委員會及び大藏省の
一應の考え方は、先般御説明申し上げ
した通り服案を持つておるわけであ
りますが、それを別に法令上に明記す
といふことにはなつておらないわけ
でございませう。従ひまして業務規程が具
體的に出で参りました場合に、さうい
う見地から十分な審査をし、必要があ
れば變更をお願いし、又變更を命ずる規
定もございませうので、支障なくやつ
て行けるといふふうな考へておるわけ
でございませう。
○木内四郎君 執拗だけれども、いま
一つ伺つて置きたいと思ひます。證券
取引所が業務規程を出して來た場合
に、何ら法律上の根拠なしにその一定
の賣買取引の種類及び期限について、政
府或いは或る種の機關がそれに制限を
加へることではございませうか。
○政府委員(岡村峻君) この賣買取引
の種類及び期限といふことは、取引所
を監督して参ります場合において、極
めて重大なこととございまして、その
方法が不適切でありますならば、この
法律の精神に合致しない、或いはその結
果違法の賣買取引を誘發し易い。かう
いふふうな關係になりますので、本法
の精神に適應しないといふ意味にお
いて、それについては適當な修正を求め

○政府委員(愛知探一君) 前田百五十
億増資の場合は二月の十日過ぎに増資
するといふ意向になるのであります。か
ら、それから外に三月三十一日現在の
手許金が二十四億ございませうから、三
十一日現在で約四十五億の餘裕がある

一面設備資金その他におきまして資金
の需要がそれだけ多くなるわけであり
ます。が、他面それに見合ふ程度に勿
ますと、二月二十日までは……
○山田佐一君 今の酒類販賣會社でや
つておつたのであります。

○山田佐一君 今の酒類販賣會社でや
つておつたのであります。

ることができず、又しない場合には、これを拒否する、こういうことに相成つておられます。法文で具体的に申し上げますと、第八十五條の二號から三號に掲げておられます事項に當りますときには登録が拒否される。こういう關係になります。一號におきましても或いは三號におきましても、そういう精神は盛られておるのでございます。

○木内四郎君 この一號乃至三號に該當しないような場合には、そうすると制限することはできないことになるのですか。

○政府委員(岡村峻君) さうでございます。

○木内四郎君 そうすると、具體的問題だけでも、假に清算取引というやうなことになる、この一號乃至三號に該當しますか。

○政府委員(岡村峻君) 單なる清算取引というだけでは一號乃至三號に該當しないと思ひます。ただ具體的な問題といたしまして、例えば非常に長期の先物取引をするというやうなことになる場合には、その長期の先物取引をいたします経済上の必要性、利益というものが無いというこゝになりますれば、この一號或いは三號の規定によりまして調整ができるというやうに考えられます。又實際問題といたしましては、取引所の設立につきまして、相當程度指導をいたすといふことは、これは從來もいろいろの行政面においてやつておたわけでございますが、この證券取引所の設立等につきましても、指導といふことは實際問題として考えられることであるというやうに考へております。

○木内四郎君 今何か必要があるかな

いかというこゝによつての判断というやうなお話がありましたけれど、それが適當な機になつて有害だから止めるというやうな何かそういう規定はこの中ではないでしょうか。この一號乃至三號にはそういう意味はないと思ふので、何かその必要ありや否やということによつて制限し得るという規定がないやうにも思はれるので、それだけでも、そこはどういうふうになりますか。

○政府委員(岡村峻君) 適當な機といふやうな點につきましては、外の條文におきましてもこれを禁止或いは制限する規定がございまして、その適當な機に當るといふやうな結果を生ずるものでございすならば、この八十五條の第三號に書いてございす當該證券取引所が、この法律の規定に適合するやうに組織されているものではない。

またこれに該當することになる。或いは又第一號に掲げてありますやうな「賣買取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でない」といふ條件にも該當するやうになつて参りますので、その點において登録を拒否するといふことも可能であると、こゝを考へております。

○木内四郎君 何かどうもこの規定では十分でないやうな気がするのだが、制限するならば、はつきりした何か根拠がないと、早に委員会の行政上のあれだけで制限するといふことは困難なやうに……法的根拠が薄弱なやうな気がするのですが、そういうことは無いのですか。

○政府委員(岡村峻君) この賣買取引の種類及び期限につきましては、いろいろ重大な問題があるわけでは、い

ますが、本法の建前はそれを業務規程において決めるということにいたしましたので、できるだけ強力性を持たせる。従つてインサイダー・ニュース時代に於ける賣買取引の方法と、又經濟が非常に安定して來た場合における賣買取引の方法といふものは、そこにおのずから判断をいたします場合に基礎的な條件が違ひますので、例えば平常の状態において適當な方法と思はれることでも、現在の状態においては不當だといふやうな場合も生じ得るのではな

いかと考へられるわけでは、妥當な賣買取引方法といふことになれば、認められるといふことになるのではな

いかと、こゝを考へます。

○渡邊基吉君 第八十九條の御説明を願ひたい。

○政府委員(岡村峻君) 第八十九條の立法趣旨は、會社の役員或いは主要株主、この主要株主と申しますのは資本金額の十分の一以上の株主を指すわけでございます。そういう者が職務又は地位を利用いたしまして、會社のい

わゆるインサイダー・ニュースを利用いたしまして、不當に株式を賣買いたしまして、それによつて利益を得るといふことを防止いたしたために、こゝに書いてありますやうに、六ヶ月の期間内におきまして、株式の賣買をいたしまして、それによつて利益を得ました場合において、請求によりましてその利益を會社に納付せしめると、こゝにいう制度を開いたわけでございます。

例え他人の名義でこゝの操作を行なつた場合に、これが働かぬかどうかというやうな點におきまして、若干不徹底であるという見方もあるとは存

じますが、一應こゝの制度を設けまして、インサイダー・ニュースの利用によるところの株式賣買による利益というやうなものを返還せしめるといふことにいたしましたわけでございます。これは外の規定も大體同様でございますが、やはりアメリカの證券取引所にその範を取つた規定でございます。

○渡邊基吉君 この規定を適用する場合は、會社の秘密を不當に利用したといふことが前提條件になるわけで、さういふ條件がなければ適用はないわけですが。

○政府委員(岡村峻君) これは法律的に申しますと、インサイダー・ニュースを利用することを防止するためといふことに書いてございすので、これが法律的な要件にはなつておりませんが、こゝにいう法律の目的を明示することに

よりまして、裁判所において具體的に判断される場合には、やはりそれが要件であるのと同じやうな判断が恐らくされるのではないかと、かゝうに考へております。

○委員(黒田英雄君) 本案につきましては、先程申しましたやうに、大臣に對する御質問を留保されておる方がありますが、その以外の點について、大體これで質問は終つたものとしてよろしくございすか。特に又あれば、そのうちにいたしますが……

○木内四郎君 速記を止めて下さい。

○委員(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて下さい。それでは先程申し上げたやうに大體の質問はこれで終了することに御

異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。それからこの場合、先程御質問を願つておりました「地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税務署の増設に關し承認を求むるの件」につきまして、先程政府の答辯が研究してというお話がありました點について、御答辯を願ふことにいたします。

○政府委員(平田敬一君) 午前中御審議を願ひました氏家税務署の新設に關する件につきまして、經費はどの年度から出るのだという委員長の御尋ねがありまして、回答を留保していた次第でありまして、その點について御答辯を申し上げたいと思ひます。午前中にも申し上げましたやうに、實は昭和二十二年年度の豫算といたしまして相當數の税務署の増設を豫定いたしましたので、その分の豫算をそれ、計上いたしまして御承認を得ていた次第であります。氏家税務署につきましても、設置場所等の検討につきまして若干問題がござい

したので、設置が遅れておたわけでございますが、私共の豫定といたしましては、やはり昭和二十二年年度中には設立するといふ豫定でいる、準備等を行なつて参つた次第でございます。先程よく調べて見ましたところ、大體におきまして調度額等につきましては、すでに或る程度の準備をいたしまして、二十二年年度の豫算ですでに準備を相當終つておるやうな次第でございます。従ひまして初年度の特別の費用につきましては、昭和二十二年年度の豫算で設立ができるというやうにとに相成ることと存する次第であります。それから開設後の普通の經常費につきましては、税務署の定員等も、

昭和二十三年六月二十四日印刷

昭和二十三年六月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局